令和元年第３回府中町議会定例会

会　議　録（第１号）

１．開　会　年　月　日　　令和元年６月２１日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　令和元年６月２１日（金）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

４．出席議員（１６名）

議長	中　村　武　弘　君	副議長	西　　友　幸　君
１番	岩　竹　博　明　君	２番	木　田　圭　司　君
３番	橋　井　　肇　君	４番	梶　川　三樹夫　君
５番	繁　政　秀　子　君	６番	山　口　晃　司　君
７番	二　見　伸　吾　君	８番	上　原　　貢　君
９番	益　田　芳　子　君	１０番	児　玉　利　典　君
１１番	林　　拡　君	１３君	中　村　　勤　君
１４番	西　山　　優　君	１８番	力　山　　彰　君

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

５．欠席議員（０名）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

６．付議事件

１　会議録署名議員の指名

２　会期の決定

３　諸報告

（１）議長報告

（２）常任委員会委員長報告

（３）議会運営委員会委員長報告

（４）議会報特別委員会委員長報告

（５）監査委員報告

（６）広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

４　町長報告

・行政報告

・報告第１１号　予算の繰越明許の報告について（一般会計）

・報告第１２号　予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）

５　第１９号議案　令和元年度府中町一般会計補正予算（第２号）

６　第２０号議案　令和元年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）

７　第２１号議案　消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

８　第２２号議案　府中町介護保険条例の一部改正について

９　第２３号議案　府中町都市公園条例の一部改正について

１０　第２４号議案　府中町防災会議条例の一部改正について

１１　第２５号議案　府中町消防手数料条例の一部改正について

１２　第２６号議案　府中町火災予防条例の一部改正について

１３　第２７号議案　工事請負契約の締結について

１４　第２８号議案　工事請負契約の締結について

１５　第２９号議案　工事請負契約の締結について

１６　第３０号議案　財産の取得について

１７　厚生委員会委員長の選任について

１８　広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

１９　議会運営委員会委員の選任について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．説明のため会議に出席した者

町長	佐藤信治	君
副町長	末平顕雄	君
教育長	高杉良知	君
総務企画部長	戸田秀生	君
財務部長	増田康洋	君
福祉保健部長	山西仁子	君
町民生活部長	金光一隆	君
建設部長	井上貴文	君
消防長	脇本哲也	君

教育部長	榎並隆浩君
総務企画部次長兼政策企画課長	谷口充寿君
総務企画部次長兼総務課長	森本雅生君
財務部次長	胡子幸穂君
福祉保健部次長	新見公平君
建設部次長兼維持管理課長	屋敷学君
建設部次長兼建築課長	川口正幸君
消防本部次長	新宅和彦君
政策企画課主幹	大神規正君
情報管理課長	藤永政己君
危機管理課長	砂﨑勇介君
管財課長	小路和司君
福祉課長	倉﨑誠一郎君
高齢介護課長	中本孝弘君
健康推進課長	山本進一君
自治振興課長	岩﨑雅男君
住民課長	塩月久美子君
環境課長	宍田貴君
下水道課長	原田司君
都市整備課長	礒亀智君
区画整理課長	岡村紀行君
総務課長（消防）	橋本臣彦君
警防課長	木原康太君
総務課長（教委）	長西弘子君
社会教育課長	山下賢二君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議会事務局長	森太君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開会　午前　９時３０分）

○議長（中村武弘君）　それでは皆さん、改めておはようございます。

ただいまの出席議員は１６名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和元年第３回府中町議会定例会を開会いたします。

（開議　午前　９時３０分）

○議長（中村武弘君）　直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は、事前に理事者の出席を要求しております。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

御報告いたします。

故小菅巻子議員におかれましては、去る６月１３日逝去されました。

まことに痛恨のきわみに耐えません。ここに御報告を申し上げます。

ここで、故小菅巻子議員の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

故小菅巻子議員の議席に向かって起立をお願いいたします。

（黙禱）

○議長（中村武弘君）　黙禱直れ。

着席をお願いいたします。

ただいま弔意をあらわすため、西山総務文教委員会委員長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

西山総務文教委員長。

○１４番（西山　優君）　総務文教委員長の西山でございます。ここに私は皆様のお許しを得て、故小菅議員のみたまに対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げたいと存じます。

本年３月定例会後、再度体調を崩され、あなたは療養中ではありましたが、近いうちに必ず元気ないつもどおりのお姿で以前と変わらない精力的な活動を再開されるものと信じ、私たちは一日も早い御回復をと願っておりました。

しかし、愛娘お二人の懸命な看病にもかかわらず、去る６月１３日、生涯を閉じられ、不帰の客となられました。あなたの急逝の悲しい知らせに接し、まことに惜しん

でも余りあり、痛恨の情を禁じ得ません。

本日、令和元年第３回府中町議会定例会が招集されましたが、今あなたの議席にはきれいな花束が置かれています。

しかし、寂しいことにあなたのお姿は見えません。あなたの帰ってこない議場には、まだなれることができません。

顧みますと、あなたは平成８年９月の当町議会選挙に立候補され、当選の栄に浴され、府中町議会の議員として今期が６期目でございます。私ども府中町議会においては、議員歴の豊富な議員として議会の運営のあらゆる場面において、さまざまな役を担っていただきました。

また、この６期２３年の間には、副議長のほか文教委員会、厚生委員会、建設委員会と多くの委員長、ほかにも監査委員などを歴任され、町行政に対する質問は住民の福祉の向上のため、常に御自身を磨きながらの御活躍でありました。

あなたは、闘病中におかれましても志は常に高く、体調が悪い状態であっても議員の務めを果たそうと最後の最後まで議会での発言内容を検討されていたと伝え聞いております。

「やせたけど元気なんだよね。もう退院と思うから、次の定例会には出るよ」とおっしゃっていた声には張りがあり、決して病に倒れるような様子は見せておられませんでした。

私たちは、もはやこの議場であなたのお声をお聞きすることもできなくなりましたが、あなたの歩んでこられました足跡とその志は、私たち同僚議員の胸に深く刻み込まれています。

今となりましては、不帰の客となられたあなたの姿を目に見ることはできず、その声を聞くこともかないません。悲しみはあふれて、申し上げる言葉もありません。

あなたの御冥福を祈り、生前の御功績をしのびながら、ひたすら町政の平安と御遺族の前途に限りない御加護を賜りますようお願いいたして、粗辞ではございますが、追悼の言葉といたします。

○議長（中村武弘君）　以上で、故小菅巻子議員に対する西山総務文教委員会委員長の追悼の言葉を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　ここでしばらく休憩いたします。次は９時５５分。

（休憩　午前９時３７分）

（再開　午前９時５６分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、１番岩竹議員、２番木田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第２、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月２５日までの５日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から６月２５日までの５日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第３、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

３月定例会以降、去る５月１４日に県町議長会の定例会に出席いたしました。

協議事項といたしまして、任期満了に伴う役員の選任について審議された結果、会長に世羅町議会の徳光議長が、副会長に海田町議会の桑原議長が、監事に私がそれぞれ選任されました。

また、皆さんも参加されました５月２７日の議員研修会についてを調整を行いました。

なお、この議員研修会の内容については、皆さんも御参加されておりますので、割愛させていただきます。

その他、５月２８日に全国町村議会議長会研修会に出席しております。

この研修会は、これからの町村議会を考えるということで、長野県の喬木村議会や

鳥取県の若桜町議会、京都府与謝野町議会の取り組みなどの講演を受けております。

ただいまの報告の詳しい資料につきましては、事務局にございますので、参考にしていただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いいたします。

○１４番（西山　優君）　皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月２２日に委員会を、６月１０日委員会と協議会を開催しております。

４月２２日の委員会では、学校教育の事務調査として、昨年に引き続き平成３１年度当初の児童・生徒数の報告を受けました。

そのほか、５月１５日から１７日までの委員会行政視察の内容確認と、視察先への質問の受け付けを行っています。

また、閉会中の委員会事務調査の申し出により、府中南小学校区の放課後児童クラブ、留守家庭児童会の増設について理事者から説明を受け、現地踏査を行っております。

続いて、６月１０日は委員会に続いて協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

また、皆さんに配付のとおり、行政視察の出張報告の取りまとめを行っていますので、参考にしていただければと思います。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上です。

○議長（中村武弘君）　厚生委員会、力山副委員長にお願いいたします。

力山副委員長。

○１８番（力山　彰君）　皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

平成３１年３月定例会以降、４月２３日に委員会を、６月１０日に委員会及び協議会を開催しております。

４月２３日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、第２次府中町健

康増進計画・食育推進計画の改定版、府中町自殺対策行動計画についての報告を受けております。

また、生活環境に関する事務調査として、下水道事業会計分の平成３１年度主要工事執行計画及び工事請負変更契約の締結の報告の説明を受けております。

そのほか、５月１５日から１７日に実施した行政視察の大まかな日程調整を行っております。

また、６月１０日の委員会では、行政視察の出張報告の取りまとめを行っております。皆さんのお手元に配付いたしておりますので、ごらんになっていただければと思います。

そのほか、６月定例会前ということで協議会に切りかえて、提出予定の案件についての説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　建設委員会、上原委員長、お願いいたします。

○８番（上原　貢君）　おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、４月２５日に委員会、６月１１日に委員会並びに協議会を開催しております。

また、５月２９日から３１日にかけて行政視察を行っております。

４月２５日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、平成３１年度主要工事執行計画について、それから工事請負契約の締結の報告について及び工事請負変更契約の締結の報告についての報告を受けました。

また、行政視察についても調整を行いました。

６月１１日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、工事請負契約の締結の報告について及び工事請負変更契約の締結の報告についての報告を受け、出張報告の取りまとめを行っております。

５月２９日から３１日までの行政視察につきまして、出張報告にまとめ、皆さんのお手元に配付いたしておりますので、ごらんください。

また、６月の定例会前であるため、協議会に切りかえ、６月定例会に向けた案件の

概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　議会運営委員会、二見委員長、お願いいたします。

○７番（二見伸吾君）　おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降は、一昨日６月１９日に議会運営委員会を開催しております。

委員会においては、今定例会の運営についてということで、３月定例会以降に受理された陳情書等の報告や、会期及び議員提出議案についての協議を行いました。

協議の中で、一般質問順序表における一括質問の表記について問題提起がございましたので、今後、委員会の中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

また、本会議で広島県後期高齢者医療広域連合議員の報告について、このたびの小菅議員の御逝去により報告者がいないため、事務局長が代読することとなりました。

以上、簡単ですが、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　議会報特別委員会、岩竹委員長、お願いいたします。

○１番（岩竹博明君）　おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

３月定例会以降、議会報特別員会は３月１８日の定例会閉会後、３月２８日、４月１１日及び昨日６月２０日の４回開催しております。

３月１８日の委員会では、議会だより第１５３号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

３月２８日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、４月１１日の委員会では、初校により見出しや記事内容などの校正を行いました。

また、昨日６月２０日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第１５４号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　次に、監査委員報告をお願いいたします。

益田監査委員。

○９番（益田芳子君）　皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成３１年２月分を３月１９日に、３月分を４月１８日に、４月分を５月２０日に、代表監査委員土井精二並びに監査委員益田芳子の両名で実施をいたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

なお、４月分の資料からは、下水道事業の地方公営企業法の適用に伴い、今まで下水道事業特別会計の内容を記載していた部分を削除し、１０ページに新たに下水道事業会計収支表を加え、資金の動きがわかるものを加えております。

この下水道事業に関しましては、合計残高試算表、日計表、下水道使用料等出納状況一覧表、仕訳日記帳、総勘定元帳の内容も確認をしております。

次に、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査ですが、平成３０年度第４期定期監査を平成３１年１月２８日から３月２２日までの間実施をいたしました。

監査の方法ですが、今回はテーマ監査ということで、総務部職員課、教育委員会総務課及び消防本部消防課を対象に、扶養手当、住居手当及び嘱託職員を含めた職員への通勤手当について、事務処理が適正に行われているか関係書類を検査照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおりです。

おおむね適正に処理されていましたと表現をさせていただきました内容ですが、扶養手当に関しましては、決裁者や担当者の押印漏れがありました。

また、扶養親族届け書の管理が提出時期ごとでまとめられていましたので、容易に検索できるよう個人ごとの履歴管理を行うよう、口頭での指摘を行いました。

住居手当ですが、これも決裁者や担当者の押印漏れがありました。

また、平成３０年度から新たに嘱託職員へも支給が開始された通勤手当ですが、この手当については平成２６年度のテーマ監査時に指摘しましたように、通勤距離の測定方法について各任命権者にばらつきがありましたので、今回、距離測定アプリを利用した申請内容に統一されているかを確認をさせていただきました。

この手当に関しましては、定期的な事後確認が実施され、その都度申請内容に沿った支給が行われていることも確認をいたしました。

以上で監査委員報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告ですが、広域連合議会議員の小菅議員の死去のため、事務局長に代読させます。

○議会事務局長（森　　太君）　広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告を代読させていただきます。

平成３０年１２月定例会以降、平成３１年２月１２日に平成３１年第１回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、その内容を報告します。

今回の定例会では、議案が７件ありました。

まずは、広域連合監査委員選任の人事案件で、ＪＡ広島中央会顧問の寳来伸夫氏を選任することに同意しました。

次に、その他案件が１件。平成３１年４月１日から宮島競艇施行組合が宮島ボートレース企業団に名称を改めることに伴う規約の変更で、可決されました。

次に、予算案件が４件。広域連合の平成３０年度一般会計補正予算及び医療特別会計補正予算、それから平成３１年度の一般会計予算及び医療特別会計予算で、いずれも可決されました。

内容としては、平成３０年度一般会計補正予算は、特別会計の事業費の減額に伴う繰出金の減額と、それに伴う財政調整基金繰入金の減額や財政調整基金利子収入見込み額の増、基金利子積立金の増などで、補正後の予算額は１１億２，５９７万円です。

医療特別会計補正予算は、平成３０年７月の豪雨災害により被災した被保険者の減免措置に対する調整交付金、災害臨時特例補助金の計上や、広域連合システムハウジングに係る使用料及び賃借料の減額や、健康保持増進事業費における委託料の減額などを予算に計上し、あわせて債務負担行為を４件追加、１件変更するもので、補正後の予算額は４，０６０億７，０４４万２，０００円となっております。

平成３１年度の一般会計予算は、特別会計への事務費繰出金の増加に伴い、１２億４，６２０万５，０００円になっております。

また、医療特別会計予算は、保険給付費の増加に伴い、４，１６１億３，９０３万９，０００円となっています。

ちなみに１人当たりの医療費は、９，６８２円、１％増の９７万７，８５９円を見込んでいます。

次に、条例案件が１件。高齢者の医療の確保に関する法律、施行令の一部改正に伴い、軽減判定所得の基準額を引き上げる広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

療に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。

また、平成３１年３月定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されておらず、報告事項はございません。

以上で報告を終わります。代読、議会事務局長です。

○議長（中村武弘君）　以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対しては、事務局長の代読でございますので、ここでの質問は省略します。

以上をもって諸報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第４に入る前に、理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。１０時半から再開いたします。

（休憩　午前１０時１９分）

（再開　午前１０時３０分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　それでは、日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　皆さん、おはようございます。

本日から開会をお願いしております本定例会は、２５日までの５日間ということでございます。

町長報告の行政報告１件を含めまして１５件の議題を提起させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、町長報告の行政報告、平成３０年度歳入歳出決算見込みの概要について御報告いたします。

まず、一般会計の歳入でございますが、町税の現年課税分は、予算額に対し、個人町民税が１億１，１００万円、法人町民税が１億８，６００万円下回りました。固定資産税が９００万円、たばこ税が１，２００万円上回ったものの、滞納繰越分を含めた町税全体では予算額を２億８，０００万円下回り、７５億５，６００万円となりました。

平成２９年度の決算額と比較しますと、２，２００万円の減収となっております。

歳入総額では、翌年度への繰越財源を除き、予算額に対し９４．５％の収入率となりました。

歳出では、平成３０年７月豪雨災害により被災したことから、災害復旧事業を優先的に進めた影響もございまして、一部繰り越しになった事業もありますが、予算に計上した事業を着実、そして適正に執行し、翌年度への繰越額を除いた歳出総額では、予算額に対しまして９４．３％の執行率となりました。

この結果、平成３０年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額１７３億１，９００万円、歳出総額１７１億８，３００万円で、翌年度に繰り越すべき財源１億１，３００万円を除き、２，３００万円の剰余金が生じるものと見込んでおります。

財政調整積立基金につきましては、財源不足に対応するため、１億５，０００万円を取り崩しいたしました。基金現在高は１３億７，４００万円となり、前年度末と比較をして３，１００万円の減少となりました。

また、各特別会計におきましても適正な予算執行の結果、赤字決算はございませんでした。

なお、下水道特別会計では、平成３１年４月１日から地方公営企業法が適用されましたことから、３月３１日をもって打ち切り決算を行っております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ただいまの行政報告に対して質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、行政報告を終わります。

町長。

○町長（佐藤信治君）　読み間違いがありましたんで、ちょっと訂正します。

すみません、よろしいですか。

○議長（中村武弘君）　はい、どうぞ。

○町長（佐藤信治君）　財政調整積立基金の前年度末の比較で、３，１００万円の減少となったというふうに読み上げましたけども、１億３，１００万円の減少ということでございますので、訂正をします。おわび申し上げます。

○議長（中村武弘君）　質問ありませんね。

続いて、報告第１１号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１１号　令和元年６月２１日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）

平成３０年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細説明につきましては、財務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君）　おはようございます。財務部長です。

報告第１１号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）に関しまして、補足して説明をいたします。

本報告は、１２月補正並びに３月補正におきまして、繰越明許費として議決をいただいた事業について、今年度に入り翌年度繰越額が確定しましたので、その内容を報告するものでございます。

裏面の平成３０年度繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

合計１７事業で、翌年度繰越額の総額は６億６，９０１万５７１円です。

それでは、事業ごとに説明してまいります。

款　総務費、項　総務管理費、総合行政情報システム構築事業は、新元号に移行するための各種システムの改修を行うもので、９６０万４，４４０円の繰り越しです。

款　土木費、項　土木管理費、急傾斜地崩壊対策事業は、柳ケ丘地区、八幡四丁目地区、浜田四丁目地区の急傾斜地崩壊対策に係る設計並びに工事を行うもので、９，２２５万７，１６０円の繰り越しです。

項　道路橋りょう費、道路補修等事業は、山田川の改良に係る設計を行うもので、４６４万４，０００円の繰り越しです。

道路新設改良事業は、八幡８号線の道路改良工事を行うもので、１，１０９万５，１６０円の繰り越しです。

補助街路整備事業は、みくまり北小学校線の地権者交渉に係る用地費及び補償費で、２，９５３万５，６３１円の繰り越しです。

橋りょう長寿命化事業は、総社橋の改修工事を行うもので、１，１６７万９，７２０円の繰り越しです。

項　都市計画費、都市計画調査事業は、地域公共交通網形成計画の策定を行うもので、１９７万１，０００円の繰り越しです。

向洋駅周辺土地区画整理事業は、街区整備工事２件、物件移転補償８件、測量業務委託１件を行うもので、１億９，９３８万４，３２０円の繰り越しです。

県施行街路事業負担金事業は、都市計画道路青崎池尻線の用地買収等に係る負担を

行うもので、２，６７０万８２０円の繰り越しです。

広島市東部地区連続立体交差事業は、事業認可取得に伴う詳細設計に係る負担を行うもので、７２１万９，０００円の繰り越しです。

款　消防費、項　消防費、災害対策事業は、土砂災害警戒区域等の図面作成、また避難行動支援システムの導入を行うもので、３，２４８万６，１６０円の繰り越しです。

避難施設整備事業は、マンホール用トイレに使用するポンプを購入するもので、７２５万７，０００円の繰り越しです。

防災行政無線事業は、桃山二丁目地区、鹿籠一丁目地区にデジタル化防災行政無線の増設工事を行うもので、１，５２５万１，０００円の繰り越しです。

款　災害復旧費、項　農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業は、呉娑々宇林道の復旧に係る設計並びに工事、また環境センター内のり面の復旧工事を行うもので、１億２，９６６万３，０００円の繰り越しです。

項　土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業は、道路復旧調査並びに榎川沿い町道の復旧工事、また災害廃棄物仮置き場の復旧工事を行うもので、７，０７４万６，１６０円の繰り越しです。

河川施設災害復旧事業は、新宮川護岸の復旧工事を行うもので、１５０万円の繰り越しです。

項　都市災害復旧費、都市災害復旧事業は、被災斜面の復旧に際し、町独自の制度により補助金を交付するもの、また災害家屋の撤去を行うもので、１，８０１万６，０００円の繰り越しです。

各事業ともに、財源内訳は記載のとおりです。

なお、款　総務費、項　総務管理費、人事研修事業につきましては、年度内に完了したため繰り越しはありません。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

山口議員。

○６番（山口晃司君）　すいません、一番上の総務費の総合行政情報システム構築事業についてちょっと教えていただきたいんですが、これは平成を令和に変えるためのシ

ステムの変更ということなんですが、これ全額一般財源から出てるんですけど、国とかがちょっと、国が変えたいう言い方おかしいんですけど、国からは一銭も出ないというか、全部一般財源から出すもんなのかちょっと教えてください。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　本件事務は地方公共団体の自治事務ですので、一般財源で賄うというのが至極当然かというふうに考えております。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第１２号、予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）をお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１２号　令和元年６月２１日提出。

予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）

平成３０年度府中町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

補足説明は、財務部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君）　報告第１２号、予算の繰越明許の報告について（下水道事業特別会計）に関しまして、補足して説明をさせていただきます。

本報告は、３月補正におきまして、繰越明許費として議決をいただいた事業について、今年度に入り翌年度繰越額が確定いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

裏面の平成３０年度繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

合計２事業で、翌年度繰越額の総額は２億５，６５１万９，９６０円です。

それでは、事業ごとに説明してまいります。

款　事業費、項　下水道事業費、公共下水道整備事業は、４，６５１万

９，９６０円の繰り越しです。

内容は、汚水事業で、みくまり三丁目地区の面的整備、関連公共下水道３０－１築造工事、また青崎南地区の面的整備、関連公共下水道３０－６築造工事です。

公共下水道長寿命化事業は、２億１，０００万円の繰り越しです。

内容は、雨水事業で、府中１号幹線の改築工事です。

各事業ともに、財源内訳は記載のとおりです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第５、第１９号議案、令和元年度府中町一般会計補正予算（第２号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第１９号議案　令和元年６月２１日提出。

令和元年度府中町一般会計補正予算（第２号）

令和元年度府中町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，３８４万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７８億３，１３９万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　佐藤信治

詳細説明につきましては、財務部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君）　第１９号議案、令和元年度府中町一般会計補正予算（第

２号）につきまして、補足して説明をいたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

５ページをお願いいたします。歳入です。

款　国庫支出金、項　国庫負担金、目　民生費国庫負担金、介護保険料軽減負担金は、歳出、民生費に補正計上しています介護保険特別会計繰出金事業に充当される特定財源で、１，０２９万６，０００円の増額補正です。負担率は２分の１です。

項　国庫補助金、目　民生費国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業補助金は、歳出、民生費に補正計上しています福祉事務所（児童扶養手当給付）事業に充当される特定財源で、１２５万８，０００円の増額補正です。補助率は３分の２です。

続いて、子ども・子育て支援事業費補助金は、歳出、民生費に補正計上しています児童福祉総務一般事務事業に充当される特定財源で、１，０６３万３，０００円の増額補正です。補助率は１０分の１０です。

目　衛生費国庫補助金、感染症対策特別促進事業費補助金は、歳出、衛生費に補正計上しております特定感染症検査等事業に充当される特定財源で、６４４万９，０００円の増額補正です。補助率は２分の１です。

款　県支出金、項　県負担金、目　民生費県負担金、介護保険料軽減負担金は、国庫負担金と同様、歳出、民生費に補正計上しています介護保険特別会計繰出金事業に充当される特定財源で、５１４万８，０００円の増額補正です。負担率は４分の１です。

６ページです。

款　繰入金、項　基金繰入金、目　財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、１，５８６万３，０００円の増額補正です。

款　諸収入、項　雑入、目　雑入、宝くじコミュニティ助成金は、４２０万円の増額補正です。この助成金は、宝くじの社会貢献・広報事業として、活力ある地域づくりなどに対し、一般財団法人自治総合センターから交付されるもので、助成率は１０分の１０です。歳出、総務費及び消防費に所要の事業費を補正計上しています。

７ページから歳出です。

款　総務費、項　総務管理費、目　一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は、地域活動促進事業補助金２１０万円の増額補正です。鶴江一丁目町内会に対し、地域

活動に必要な備品として子どもみこし一式を更新する経費を補助するものです。この事業は、宝くじコミュニティ助成金の対象事業です。

目　文書広報費、魅力発信事業は、１２０万７，０００円の増額補正です。町のＰＲ大使と連携したキャラクターの制作、またそのキャラクターを活用した広報活動に係る経費で、キャラクター製作に係るデザインの謝礼や、キャラクターを掲載したリーフレットなどの印刷、またイベントへの参加費などを計上しています。この事業は、宝くじコミュニティ助成金の対象事業で、当初予算額との財源振替を含みます。

８ページです。

款　民生費、項　社会福祉費、目　社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の補正に伴い、介護保険特別会計繰出金として必要な一般財源を繰り出すもので、２，１１５万５，０００円の増額補正です。

項　児童福祉費、目　児童福祉総務費、児童福祉総務一般事務事業は、子ども・子育て支援システム改修委託料１，０６３万３，０００円の増額補正です。子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に国により取り組まれる幼児教育・保育の無償化が、令和元年１０月１日から実施されるよう予定されているところですが、各種制度が大幅に変更されることに伴い、当該制度変更に対応するため、必要なシステム改修を行うものです。

目　母子福祉費、福祉事務所（児童扶養手当給付）事業は、児童扶養手当システム改修委託料１８８万８，０００円の増額補正です。児童扶養手当事務においては、個人番号制度に基づき、他の自治体と情報連携を行っているところですが、このたび国が定める標準データ様式が改正されることとなったので、当該改正に対応するため、必要なシステム改修を行うものです。

９ページです。

款　衛生費、項　保健衛生費、目　予防費、特定感染症検査等事業は、１，６１６万４，０００円の増額補正です。成人の重症化と感染の拡大を防ぐため、これまでに予防接種を受ける機会がなかった人を対象に、抗体検査、また予防接種を国が実施する風疹に関する追加的対策に従い事業化するもので、風疹に係る抗体検査や予防接種を医療機関へ委託する経費や、システム改修を行う経費などを計上しています。

内容といたしましては、特に抗体保有率が低いとされる昭和３７年４月２日から昭

和５４年４月１日までの間に生まれた男性に対し、令和３年度までの３年間に風疹の抗体検査と予防接種を無料で実施するという事業となります。

今年度は、昭和４７年４月２日から昭和５４年４月１日までの間に生まれた男性に対し、抗体検査クーポン券を送付し、検査後、結果が陰性の場合はさらに予防接種を受けることができるという事務の流れとなっています。

ただし、抗体検査クーポン券を送付しない昭和３７年４月２日から昭和４７年４月１日までの間に生まれた男性も、希望されれば、同様に抗体検査、予防接種を受けることができることとなっています。

款　消防費、項　消防費、目　災害対策費、防災事業は、自主防災会防災用品整備事業助成金７０万円の増額補正です。柳ケ丘第２町内会に対し、防災活動に必要な備品として発電機やテント、投光器などを購入する経費を助成するものです。この事業は、宝くじコミュニティ助成金の対象事業です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行いますが、質疑は７ページから９ページまでの歳出からページごとに行います。

まず初めに、７ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に８ページ、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に９ページ、質疑ございますか。

上原議員。

○８番（上原　貢君）　風疹の予防接種といいますか、そういうクーポン券の発送ですよね。これが昭和３７年から昭和５４年４月までの人にクーポン券を送るということなんですが、これはこの間に生まれた方に何かあるんですか。何か理由が多分あるんだろうと思いますけど。

○議長（中村武弘君）　健康推進課長。

○健康推進課長（山本進一君）　先ほど議員さんのほうから言われましたこの年代の方々については、ほかの年代の方々より接種の受診される比率が８０％と低い世代になっております。残りの世代の方は、おおむね９０％以上の方が接種されてるということで、国のほうがこの年代の方を対象に３年間で接種をしていただくよう推進して

いくものでございます。

○議長（中村武弘君）　上原議員。

○８番（上原　貢君）　８０％、９０％はいいんですけど、特定はできてるんですかね。予防接種受けた人とか２０％の人の特定できればその人に送ればいいんだけど、特定できてないんかな。

○議長（中村武弘君）　健康推進課長。

○健康推進課長（山本進一君）　すみません、特定まではできておりませんで、今は年代の方、今年度は４月２０日にですが、昭和４７年４月２日から昭和５４年４月までの方の約２，８００名の方にクーポンを送付させていただいておりまして、それで対応させていただこうというようにしております。

○議長（中村武弘君）　よろしいですか。ほかにございますか。

二見議員。

○７番（二見伸吾君）　私も該当者なんですけれども、ですから昭和３７年から４７年の人は希望すればというふうにおっしゃられたんですけれども、基本的には来年度という。ですよね。いうことで、ちょっと確認を。

○議長（中村武弘君）　健康推進課長。

○健康推進課長（山本進一君）　今年度からも希望の方がいらっしゃれば受診の受け付けをしております。現時点でも２６名の方が希望されまして、クーポンの発送等もさせていただいております。

○議長（中村武弘君）　二見議員。

○７番（二見伸吾君）　希望すればというのはわかったんですけれども、今年度は昭和４７年から５４年の方にクーポン券が行くと。来年度は、昭和３７年から４７年の人にクーポンが届くという理解でいいんですかという。

○議長（中村武弘君）　健康推進課長。

○健康推進課長（山本進一君）　まだ、来年度以降の対象者の年齢割が国のほうから来てませんので、わかり次第また御案内させていただきたいと思っております。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に歳入について質疑を行います。

５ページと６ページの歳入について、一括で質疑を行います。

質疑ありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第６、第２０号議案、令和元年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題に供します

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２０号議案　令和元年６月２１日提出。

令和元年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）

元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行に伴い、「平成３１年度府中町介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度府中町介護保険特別会計予算」とする。

令和元年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１６８万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８億５，０１６万８，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

府中町長　佐藤信治

詳細説明につきましては、財務部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君）　第２０号議案、令和元年度府中町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、補足して説明をいたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

５ページをお願いいたします。歳入です。

款　保険料、項　介護保険料、目　第１号被保険者保険料、現年度特別徴収並びに現年度普通徴収は、それぞれ１，７４１万円、３１８万２，０００円、合計２，０５９万２，０００円の減額補正です。

令和元年１０月１日施行の消費税及び地方消費税の引き上げに合わせ、低所得者の介護保険料の軽減強化を目的に、国の標準保険料率が引き下げられるところです。

当町におきましても、国と同様の軽減幅により対応することとし、保険料率を引き下げるため、減額補正を行うものです。

関係する条例の一部改正につきましては、別途議案提出を行っておりますが、被保険者の区分、第１段階を３万３，０００円から２万７，５００円へ、第２段階を４万７，６００円から３万８，５００円へ、第３段階を５万４，９００円から５万３，１００円へそれぞれ引き下げることとしています。

款　国庫支出金、項　国庫補助金、目　事務費補助金、介護保険システム改修経費補助金は、歳出、総務費に補正計上をしております介護保険一般事務事業に充当される特定財源で、１１２万３，０００円の増額補正です。補助率は３分の２です。

款　繰入金、項　一般会計繰入金、目　介護保険料軽減繰入金、介護保険料軽減繰入金は、先ほど御説明をいたしました保険料の減額補正と同額の２，０５９万２，０００円を公費負担分として一般会計から繰り入れるものです。

目　その他一般会計繰入金、事務費繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、５６万３，０００円の増額補正です。

６ページ、歳出です。

款　総務費、項　総務管理費、目　一般管理費、介護保険一般事務事業は、介護保険システム改修委託料１６８万６，０００円の増額補正です。介護保険事務においては、個人番号制度に基づき、他の自治体と情報連携を行っているところですが、このたび国が定める標準データ様式が改正されることとなったので、当該改正に対応する

ため、必要なシステム改修を行うものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行いますが、質疑は５ページ、歳入と、６ページ、歳出を一括で行います。

５ページ、６ページについて、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第７、第２１号議案、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２１号議案　令和元年６月２１日提出。

消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行により、消費税及び地方消費税の税率が改定されることに伴い、府中町行政財産の使用料に関する条例その他の関係条例を整備するものでございます。

補足説明は、財務部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君）　第２１号議案、消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてに関しまして、補足して説明いたします。

第２１号議案参考資料をお願いいたします。

１、改正の趣旨です。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行により、消費税及び地方消費税の税率が改定されることに伴い、府中町行政財産の使用料に関する条例その他の関係条例を整備するものでございます。

２、改正事項の概要です。

各種使用料及び手数料について、消費税及び地方消費税の税率引き上げに応じた改定を行うものです。

令和元年１０月１日を施行期日としまして、消費税及び地方消費税が現行より２％引き上げられるわけですが、同様に町内各施設の使用料や手数料について、同等の率の引き上げを行うというものです。

具体的な算定といたしましては、まず内税表記のものは原則として、現行の使用料及び手数料を１．０８で除し、その後１．１を乗じて改定後の使用料及び手数料を計算するという方法を用い、端数処理は当該額の１０円未満を四捨五入しています。

次に、外税表記のものは、１００分の１０８を１００分の１１０とするなど、その乗じる割合の記載方法を改定しております。

それでは個別に説明してまいります。

（１）施設等使用料関係です。

ア、対象施設です。

条例、施設等の名称、室等の名称に区分した表となっております。

施設等の名称の欄に記載の、福寿館、町立学校、府中町立府中南公民館、府中町立体育場、府中町立南体育場、府中東地区センター、総社会館、鶴江地区センター、府中町ふれあい福祉センター、府中町シルバーワークプラザ、安芸府中商工センター、府中町生涯学習センター、府中南交流センター、府中北交流センターの使用料につき

まして、関係する１１の条例を一部改正するものです。

なお、府中公民館も対象となりますが、今年度解体を行うことから表には記載をしておりません。

また、揚倉山健康運動公園などの都市公園施設も対象となりますが、別の改正要因があることから、府中町都市公園条例の一部改正についてとして、別途議案提出を行っておりますので、その中で御説明をさせていただきます。

イの改定額です。

関係する１１の条例に規定している各施設の１時間当たりの使用料単価、３００円から３，５００円までが改定対象となり、記載のとおりそれぞれ１０円から６０円までの引き上げを行います。

備考といたしまして、１室を区分して２分の１を使用することができると定めている室については、当該２分の１の使用に係る額に１０円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとしています。

なお、冷暖房設備使用料について、現金投入式の機器、いわゆるコインタイマーを使用している施設の場合は、機器が２種のコインに対応できないため、改定することにより機器の更新等が必要となることから、改定を見送っています。

また、教育委員会所管の施設について、一部条例上規則に委任して定めている使用料がありますが、本条例と同等の方法により額を算定し、規則改正により今後改定する予定としております。

（２）行政財産使用料、下水道使用料、道路占用料関係です。

１、府中町行政財産の使用料に関する条例です。

電気または電気通信の線路設置等を除く建物等に係る使用料に乗じる割合について、１００分の１０８を１００分の１１０に改定するものです。

２、府中町下水道条例です。

下水道使用料の基本料金及び超過料金の合計に乗じる割合について、１００分の１０８を１００分の１１０に改定するものです。

３、府中町道路占用料徴収条例です。

占用期間が一月未満のものに係る道路占用料に乗じる割合について、１．０８を１．１に改定するものです。

（３）手数料関係です。

１、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例です。

まず、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を、府中町環境センターに搬入する場合の１０キログラムごとの手数料について、１００円を１０１円に改定するものです。

本条例において、この手数料のみ算定方法が異なり、１０円未満の額が発生しておりますが、これは府中町環境センターと同様、搬入可能な安芸クリーンセンターの処理手数料が１００円から１０１円に改定されるため、施設間で差異が生じないよう同額としているものです。

次に、大型ごみ収集運搬手数料については、収集運搬を２，８００円から２，８５０円に、搬入運搬を２，１００円から２，１４０円に改定するものです。

２、府中町自転車等の放置の防止に関する条例です。

放置自転車の撤去及び保管費用について、自転車は１，５００円を１，５３０円に、原動機付自転車は２，０００円を２，０４０円に、自動二輪車は２，５００円を２，５５０円に改定するものです。

なお、本条例で改定を行う手数料及び本議会に議案提出しております府中町消防手数料条例の一部改正についてに係る手数料以外の非課税取り扱いである手数料につきましては、今回の改定は行いません。

３、施行期日です。

令和元年１０月１日です。

４、経過措置です。

（１）施設等使用料及び行政財産使用料、（３）道路占用料、（４）大型ごみ収集運搬手数料、（５）放置自転車等の撤去及び保管費用については、施行期日前に使用許可を受けたり、施行期日前から事業が継続しているものに関し、改定前の使用料及び手数料を適用するというものです。

（２）下水道使用料については、２カ月に１度、偶数月の検針に基づき使用料を算定しておりますが、施行期日をまたいだ検針に基づく使用料は、改定前の使用料を適用するというものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君）　今までも消費税がだんだん上がってきたんですが、そのたびにこういう改定を行ってきたんでしょうか。ちょっと私の記憶がよくわからないんです。非常に細かい数字になってますけども、今までもその都度ちょっとずつ上がってきたものなんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　財務部長。

○財務部長（増田康洋君）　従前、下水道使用料など、いわゆる外税課税に係るものについては、消費税及び地方消費税改定時に合わせて増額改定を行ってきたという経緯がございます。

　しかしながら、条例上単価を円単位で定めているような内税課税に係るものについては、増額の改定は行っていないという経緯はございます。

　ただ、消費税及び地方消費税は、消費者が最終的な負担者となる間接税であるという趣旨に立ち返りまして、課税取引である公の施設の使用料につきましては、適正に転嫁していく必要があるものという判断から、このたび内税課税のものもあわせまして２％増額をお願いするというものになっています。

　以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

　繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　細かい数字をいっぱいおっしゃったんですが、これはこれから町民にどのようにして知らせるのか。

　随分使用料なんかでも変わってきますからね。町民の皆さんが今まで使用されてるのが上がってくるでしょう。さっきおっしゃったように、冷暖房なんかはお金入れるとこね、福寿館なんか７００円とか６００円のお金を入れるじゃない。ああいうのはそのまんまにするとかなってたよね。さっきおっしゃったじゃない。じゃけ、そういうのもやっぱり町民の皆さんにわかりやすく早目に、早く知らせてあげる必要があると思う。それをどのように知らせる。

　広報でやったらね、この前、ほら今の消防の避難しなさいいうのが出たじゃない。５までになったんでしょう。それをこの前消防の人が話をしたら、町広報で知らせとるからみんなわかっとってのようなつもりで説明をされたんよね。だけど、町民の皆さんは読んどってじゃ思うて、読んどってないよ、全然。

　だから、読んでもらう必要があるから、読んでもらうためにはわかりやすく、それ

から今度、町内会の会合なんかで町内会の会長さんによく理解をしてもらって、町内会の会長さんからも説明ができるようにするといいんじゃないかのと私はこのたびの災害のときのあれで思ったんだけど、そういうふうな考え方はどうか。

○議長（中村武弘君）　財務部長。

○財務部長（増田康洋君）　確かに広報とホームページというものはもちろん活用はしてまいりますけれども、あとは施設ごとの現場において、その施設を借りられる人というのはある程度特定をできるというふうに考えておりますので、それぞれの現場ごとでいかに丁寧に周知をしていくかということを考えて徹底してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君）　先ほどの説明で、前は上げてなくて今回は上げる。これ、全国一律に上がってるものなのか、もう各自治体の単位でやってるものなのか教えてください。

○議長（中村武弘君）　財務部長。

○財務部長（増田康洋君）　施設の使用料の額の決め方というのは、それぞれの自治体で決めるということになりますので、消費税が上がったから必ずしも上げなければならないというものではございません。

ただ、今回お願いをいたしますのが、いわゆる施設の使用料をいただくことが目的ではなくて、今度その施設の使用料の対象経費、例えば委託料ですとか光熱費ですとか、そちらについては消費税をまた２％アップした形で支払ってまいりますので、そこへ充当していくという形になります。

ということで、受益者が特定できるこういう施設の使用料につきましては、課税取引とされておる関係もありまして、今回についてはお願いをしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中村武弘君）　よろしいですか。

町長。

○町長（佐藤信治君）　消費税、地方消費税。消費税というふうに表現しますよ。地方

消費税を含んでるんですけど、消費税というのは最終消費者が国に納める税金なんです。

ですから、例えば下水道使用料を改定しましたよね。８％を１０％。この１０％が上がった分は、その消費税分は国に、地方消費税も含んでますけど、それ払うんです。町のポケットに入るわけじゃないんです。その納税計算は預かった消費税から仕入れの消費税引いた金額を納税するわけです。ですから、この消費税上げた分が町のポケットに入っとるわけじゃないんです。納税するわけです。

ただ、一般会計の部分はとてもじゃないですけど、これは特例があってですね、法律の上で特例があって、預かった消費税は仕入れの消費税と同額とみなすという税法の規定があるんです。ですから、納税しないんです。

現実には、原価全て使用料で賄ってませんので、本当は原価計算すると、町全体の一般会計見ると、預かった消費税より支払った消費税のほうが多いんです。そうすると、普通は還付請求するんです。下水道も特別会計も、供用開始した何年間は返ってきとったんです。入る消費税より出る消費税のほうが多かったけ、返ってきとったんです。今は普及も進んで使用料の収入がふえたんで、その仕入れの消費税よりも入ってきた消費税が多くなったんで、納税しよるわけです。消費税いうのは、事業者には負担がない制度なんですということが１点。

それともう一つは、今まで改定してなかった。これは何ということになると、先ほど財務部長が申し上げましたように、仕入れの消費税は仕入れるときには消費税は高くなって払うとるわけですから、かぶっとったんです。ということは何かいうたら、事実上の値下げしとったんです。何もさわらんから自然に値下げになっとった。

今回は、もう消費税が８％から１０％になってますから、やっぱりきちっとやらにゃいけんと。技術的にできない。例えば、コイン式の分はちょっとできなかった。できないという分はありますし、という部分は改定を見送ってますけど、きちっとやっていきたいという趣旨で今回させていただいてると。

今、御質問があった仕組みはそういうことだということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第８、第２２号議案、府中町介護保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２２号議案　令和元年６月２１日提出。

府中町介護保険条例の一部改正について。

府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君）　府中町介護保険条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第２２号議案参考資料をごらんください。

１、改正の趣旨ですが、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

２、改正事項の概要です。

低所得の第１号被保険者に対し、平成２７年度から実施している消費税増税による公費の投入を財源とした介護保険料の軽減について、令和元年１０月１日の消費税率引き上げに合わせて、さらに保険料率を引き下げる改定を行い、令和元年度分及び令和２年度分の軽減を強化するものです。

当町の介護保険料は第７期介護保険事業計画に基づき、被保険者の所得区分を１３段階に設定し、基準額に対し所得区分ごとに保険料率を補正し、決定しております。所得が低い方から第１段階となっております。

現在実施している介護保険料の軽減対象は第１段階の被保険者で、保険料率を０．０５引き下げて軽減していますが、本改正により、軽減の対象を所得区分の第１段階から第３段階まで拡大することとなります。この第１段階から第３段階までの対象者は、世帯全員が町民税非課税世帯の方です。

軽減適用後の介護保険料については、中段の表「府中町介護保険料（軽減適用後）」をごらんください。

被保険者の区分で第１段階の被保険者については改正前の保険料率０．４５、保険料は３万３，０００円を、改正後は保険料率０．３７５、保険料は２万７，５００円と改正します。

第２段階の被保険者については改正前の保険料率０．６５、保険料４万７，６００円を、改正後は保険料率０．５２５とし、保険料は３万８，５００円と改正いたします。

第３段階の被保険者については改正前の保険料率０．７５、保険料５万４，９００円を、改正後は保険料率０．７２５とし、保険料は５万３，１００円と改正します。

今回改正の保険料率の軽減幅は、国が標準として政令で示している軽減幅と同一であり、現在実施しています当町の第７期介護保険事業計画における所得区分、保険料率をもととし、政令に基づいた改正を行うものです。

なお、この改正による影響額については、軽減額の総額は２，０５９万２，０００円となり、補正予算に計上しております。

また、来年度以降の完全実施時における軽減幅については、今年度中に施行令及び政令が改正される予定ですので、その後、改正議案として改めて提出することを予定しております。

そのほか、今回の改正に合わせて条例内の文言の整理も行っております。

３、施行期日は公布の日で、令和元年度以後の年度分の保険料から適用し、平成３０年度分までのものについては、なお従前の例によります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

二見議員。

○７番（二見伸吾君）　わかりにくいんですけれども、概要ではですね、平成２７年度から実施している消費税増税分の一部を財源とした介護保険料の軽減ということですから、８％の時点での財源だというふうに読めるんですね。

続きまして、令和元年１０月１日の消費税率引き上げに合わせて引き下げるいうことですから、これやっぱり１０％増税が実現しない場合には、この改定は行われないという理解でいいのか。

それと、もう一つおっしゃられたのは、来年度はまたさらにという説明がありましたので、ですからこの表に示されている改定案は８％のときの財源による改定、引き下げで、１０％になったらもっと引き下げると、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（中村武弘君）　高齢介護課長。

○高齢介護課長（中本孝弘君）　ただいまの質問なんですけども、平成２７年度から開始しております引き下げは、第１段階の方を対象としたものでありまして、保険料率の０．５０から０．４５に軽減して既に実施しているものであります。

それは、消費税が５％から８％になったことに伴って、その消費税を社会保障費の一環として低所得者の軽減に充当されたものなんですけども、今回は令和元年の１０月１日から、８％からさらに１０％に消費税が上がることに伴って、なお低所得者に対する社会保障費を拡大するということで、今回の改正で言いますと、介護保険料の所得段階の第１段階から第３段階に拡大され、それぞれ保険料率も下がるものなんですが、来年度、令和２年度に関して言えば、今年度は１０月１日からの１０％社会保障充当分ですので、来年度はもう４月１日から言ってみれば完全実施という形になりますので、それに伴って軽減幅もなお拡大する予定となっております。

ですから、単純な話で言いますと、今年度の倍の額を軽減の強化に充てるという予

定としております。この改正は、今年度中に国のほうでまた介護保険施行令及び政令を改正する予定となっておりますので、府中町議会においても、また３月の議会をめどに改正の提出をさせていただく見込みであります。

以上です。

○議長（中村武弘君）　二見議員。

○７番（二見伸吾君）　ですから、もう一つのことですね。大体わかりましたけれども、消費税が皆さん上がる前提でやられてるのはわかるんですけども、何かの事情でされなかった場合には、この引き下げの案も１セットだというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（中村武弘君）　高齢介護課長。

○高齢介護課長（中本孝弘君）　セットはセットなんですけども、消費税が１０％になるのを前提とした施行令及び政令の改正になっております。もし消費税が１０％にならなかったらどうなのかという答えは、まだ国のほうでも申し合わせておりませんので、町としては今の介護保険施行令及び政令に基づいて事務を進めているというところでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　二見議員。

○７番（二見伸吾君）　ということは、このままいくことも可能性としてはあるし、財源がなくなったのでということで現行どおりと、両方の可能性があると、そういう理解でよろしいですかね。

○議長（中村武弘君）　高齢介護課長。

○高齢介護課長（中本孝弘君）　今の段階では確かな返答はできないんですけども、介護保険施行令と政令を変えて、町の一般財源からの繰り入れも４分の１ほどございますので、そこまでもう改正してやっておりますので、まだちょっと見込みなんですけども、消費税が１０％が覆ったとしても、何らかの財源手当てはされるものであると思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　よろしいですか。

繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　第１段階のときの対象者、人数ね。これがもっと１、２、３ま

でになったときの対象人数ね。それを知らせてもらいたい。

○議長（中村武弘君）　高齢介護課長。

○高齢介護課長（中本孝弘君）　今回の改正による対象者の人数なんですけども、第１段階の方が１，８７９人、第２段階が９３２人、第３段階が１，０２１人、合わせて３，８３２人と見込んでおります。

府中町の第１号被保険者全体で言いますと、６月現在で１万２，５７５人となっておりますので、今回の改正による該当者といいますか軽減が適用される方は、第１号被保険者全体で言いますと約３０％の方が対象になるものと思われます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第９、第２３号議案、府中町都市公園条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２３号議案　令和元年６月２１日提出。

府中町都市公園条例の一部改正について。

府中町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、揚倉山健康運動公園北エリア下段ですね、多目的広場の

天然芝から土に仕様変更したことによる使用料の見直し並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　第２３号議案、府中町都市公園条例の一部を改正する条例について、補足して説明をさせていただきます。

３枚めくっていただきまして、第２３号議案参考資料をごらんください。

１の改正の趣旨でございます。

揚倉山健康運動公園下段北エリアの多目的広場を天然芝から土に仕様変更したことによる使用料の見直し並びに消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

２の改正事項の概要でございます。

この一部を改正する条例は、２条で構成しております。

まず、第１条の改正でございます。

揚倉山健康運動公園下段北エリアの多目的広場において、天然芝を廃止し、土のグラウンドに仕様変更したことに伴い、多目的広場に係る１時間当たりの使用料単価を現在の２，２００円から１，６００円に改定を行うものです。引き下げ額は６００円になります。

揚倉山健康運動公園下段北エリアは、昨年の７月豪雨災害により発生いたしました災害廃棄物等の仮置き場として活用いたしました。しかし、グラウンド整備及び土砂、瓦れきなどの残土処理によりまして、土壌の置きかえ工事が必要となり、天然芝のグラウンドが土に変更となるものでございます。

次に、第２条による改正でございます。

空城山公園多目的広場及び揚倉山健康運動公園多目的広場とテニスコートの使用料について、消費税及び地方消費税の税率引き上げに応じた改定を行うものでございます。

令和元年１０月１日を施行期日として、消費税及び地方消費税が現行より２％引き上げられることによる改正となります。

１時間当たりの使用料単価について、空城山公園の多目的広場は現行の

１，０００円から１，０２０円に改定し、２０円の引き上げを行います。

揚倉山健康運動公園上段南エリアの多目的広場は現行の２，２００円から２，２４０円に改定し、４０円の引き上げ、同じく南エリアのテニスコートは５００円から５１０円に改定し、１０円の引き上げ、下段北エリアの多目的広場は１，６００円から１，６３０円に改定し、３０円の引き上げを行います。

使用料は内税表記でございますので、現行の使用料を１．０８で除した額に１．１を乗じ、１０円未満を四捨五入して得た額を改正後の使用料額としております。

備考といたしまして、揚倉山健康運動公園の多目的広場を区分して２分の１を使用する場合、当該２分の１の使用に係る額に１０円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものといたしております。

その他の公園使用料につきましては、府中町行政財産の使用料に関する条例に基づき算出することとなります。

３の施行期日は公布の日。ただし第２条の規定は、令和元年１０月１日からの施行といたします。

最後に４の経過措置でございます。

施行期日前に使用許可を受けたものにつきましては、改定前の使用料を適用するというものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１０、第２４号議案、府中町防災会議条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２４号議案　令和元年６月２１日提出。

府中町防災会議条例の一部改正について。

府中町防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、実効性の高い地域防災計画の作成及び計画に基づく防災施策の迅速・的確な実行を推進し、並びに防災会議の審議の充実を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（戸田秀生君）　府中町防災会議条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

参考資料第２４号をごらんください。

まず、改正の趣旨でございますが、実効性の高い地域防災計画の作成、計画に基づきます防災施策の迅速かつ的確な実行を推進すること、そして防災会議の審議のさらなる充実を図るため、条例の一部を改正する条例案を提出させていただくものでございます。

次に、改正事項の概要でございますが、現在、府中町防災会議の委員につきましては、広島県の関係機関、警察署、府中町の各職員、議会議員を初め自主防災組織や中国電力、医師会、町内の団体等さまざまな機関、団体の構成員により２５名で構成しているところでございます。

昨年７月の豪雨災害におきましては、災害対応に当たり、陸上自衛隊に派遣要請を行ったことによりまして、当町の早期復旧の一助につながったものでございます。

今後も陸上自衛隊との連携強化を図ることによりまして、府中町の防災行政をより一層推進していくものと考え、府中町防災会議の委員に陸上自衛隊の自衛官を加える

規定を新設するものでございます。

施行期日は公布の日としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定をいたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　ここで昼休憩に入りたいと思います。午後１時から再開をいたします。

なお、開会前に申し上げましたとおり、直ちに第２委員会室で議員共催総会を開催いたしますので、移動をお願いいたします。

（休憩　午前１１時５１分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１１、第２５号議案、府中町消防手数料条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２５号議案　令和元年６月２１日提出。

府中町消防手数料条例の一部改正について。

府中町消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細な説明は、消防長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

消防長。

○消防長（脇本哲也君）　第２５号議案、府中町消防手数料条例の一部改正について、補足説明いたします。

第２５号議案参考資料をお開きください。

１、改正の趣旨ですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町消防手数料条例の一部を改正するものです。

２、改正事項の概要です。

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査の手数料について、政令に規定する手数料の額の標準が消費税及び地方消費税の税率引き上げによる影響分に直近の人件費や物件費等の変動を加味して改定されたことに伴い、条例に定める手数料の額を標準金額の増額に合わせて改正するものです。

改正後の手数料は、新旧対照表に記載のとおり、現行の手数料をそれぞれ１万円引き上げるものですが、改正する手数料は石油コンビナートにあるような揮発性の高い危険物、ガソリンなどですが、こういったものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所に関する設置許可手数料であり、現在のところ町内には該当する施設はありません。

３、施行期日は、改正政令と同じく令和元年１０月１日です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１２、第２６号議案、府中町火災予防条例の一部改正についてを議題に供します。

本件について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２６号議案　令和元年６月２１日提出。

府中町火災予防条例の一部改正について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明、詳細説明は、消防長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

消防長。

○消防長（脇本哲也君）　第２６号議案、府中町火災予防条例の一部改正について、補足して説明させていただきます。

第２６号議案参考資料をごらんください。

１、改正の趣旨ですが、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、府中町火災予防条例の一部を改正するものです。

続きまして、２の主な改正事項の概要です。

主な改正事項は、（２）に記載しております第２９条の５、住宅用防災警報器等の設置免除に関する基準を定めた条項の改正でございます。

省令の改正に伴い、宿泊施設等の用途部分が３００平方メートル未満の施設において設置することができる特定小規模施設用自動火災報知設備を取りつけることにより、住宅用防災警報器等の設置を免除できることとなったことから、条例においても同様に設置を免除することができる規定を追加するものです。

そのほか（１）に記載しておりますように、法令の改廃に伴い、語句を整理しております。

３、条例の施行期日は公布の日としています。ただし、第１６条第１項の改正規定は、令和元年７月１日からの施行としております。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１３、第２７号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２７号議案　令和元年６月２１日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第２条の規定により議会の議決

を求める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細な説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　第２７号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をさせていただきます。

第２７号議案参考資料をごらんください。

工事名は、非常用発電機更新工事。工事場所は、府中町大通三丁目５番１号　府中町役場庁舎及び消防庁舎でございます。契約金額は、１億４，２８４万５００円。契約の相手方は、広島市南区皆実町一丁目９番３５号　株式会社中電工広島統括支社でございます。仮契約日は令和元年５月３１日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和２年３月３１日までとさせていただいております。

それでは、工事概要について御説明のほうをさせていただきます。

次のページのＡ３の第２７－１号議案参考資料のほうをごらんください。

本工事は、災害対策基本法に基づき策定をいたしました府中町地域防災計画及び業務継続計画により、災害時等による電力の供給が停止した場合に、本町が行うべき非常時優先業務に対応できるよう、災害対策本部と消防本部の電力を確保するとともに、最低限の行政サービスの維持が可能となるよう、非常用発電機を更新するものでございます。

参考資料の左上をごらんください。

工事を行う建物は、役場庁舎、消防庁舎、それと隣接する消防車庫の計３棟となります。

工事の内容についてですが、主に５つございます。

１つ目として、非常用発電機の更新は、既存の発電機１００ＫＶＡ、ＫＶＡは供給電力の単位となっております。この既存の発電機１００ＫＶＡを３４０ＫＶＡの発電機に更新いたします。

運転時間は、現在は１８時間でございますが、更新後は官庁施設の総合耐震計画基

準に沿いまして、７２時間としております。これに伴いまして、燃料タンクも設置が必要となるため、設置場所は現在の庁舎の屋上から消防車庫前に変更となります。

２つ目、３つ目の発電機回路照明、発電機回路電源につきましては、中央及び右側の平面図に新設を赤、既存利用を青で示しております。

４つ目の消防車庫改築につきましては、資料の左下の配置図をごらんください。

赤い丸で囲ってある場所の既存消防車庫、こちらのほうが約５０平方メートルございますが、こちらの改築を行い、車庫の上部に非常用発電機、車庫横に地下燃料タンクを設置いたします。

資料の中央に非常用発電機のイメージの写真を載せておりますが、この発電機の下の部分、こちらを車庫とし、消防車両の駐車スペースを確保いたします。

５つ目ですが、ＬＥＤ照明の更新につきましては、非常時応急対策活動の拠点となる災害対策本部に使用される４階の大会議室と、消防庁舎の１、２階の照明器具につきまして全点灯を想定し、消費電力抑制のため、ＬＥＤ化を図ることとしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君）　この非常用発電機は、大体何年ぐらい使えるものでしょうか。

○議長（中村武弘君）　建設部次長。

○建設部次長兼建築課長（川口正幸君）　現在の非常用発電機が故障したのが２５年ぐらいたってからで、現在３０年ぐらいたってますので、同じぐらいのものになろうかと思います。

よろしいでしょうか。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

力山議員。

○１８番（力山　彰君）　まず、燃料タンクは地下に設けるということで、消防署の今度つくり直そうという地下と考えてよろしいんですかね。それが１点。

もう一つは、３４０ＫＶＡの発電機にかえるということで、照明とか空調とかパソコン関係、特にパソコン関係が大切になってくると思うんですが、情報連絡等でですね。そういった電力も全て賄える容量と考えてよろしいんでしょうか。

以上です。

○議長（中村武弘君）　建設部次長。

○建設部次長兼建築課長（川口正幸君）　まず、場所でございますけれども、地下に埋めるんですが、現在の救急車の車庫と、それから消防車庫があるんですが、その間の地下になりまして、車庫の下になるわけではございません。

それからもう一つ、賄える電力なんですけども、一応エアコンのほうは入ってございません。電灯と、それからコンセントのほうですね、今のコンピューター系は、パソコン関係は賄えるように、必要な箇所だけ賄えるような計算となっております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　力山議員。

○１８番（力山　彰君）　去年の災害なんですけど、やっぱり暑い時期に被害起こっとるわけですね。しかも、梅雨時期に起こっとるということで、窓を閉めての作業になるもんで、エアコンの容量も何か確保できん。少なくともどっか集中的な大会議室とか、特に必要なところにはエアコンがきくような容量に変えてもらうことはできませんか。

○議長（中村武弘君）　建設部次長。

○建設部次長兼建築課長（川口正幸君）　すみません、ちょっと説明が悪くて申しわけありませんでした。

エアコンのほうは原則入ってませんですけども、大会議室と電算室、それから消防庁舎の一部につきましては、エアコンの電力を賄えるように設計しておりまして、全体的に基本的にはエアコンが入ってないという意味で申し上げたつもりだったんですけども、説明が不足しておりまして申しわけありませんでした。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１４、第２８号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２８号議案　令和元年６月２１日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第２条の規定により議会の議決を求める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細説明につきましては、建設部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　第２８号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をいたします。

第２８号議案参考資料をごらんください。

工事名は、府中南小学校便所改修工事。工事場所は、府中町柳ケ丘５１番２５号の府中南小学校でございます。契約金額は、１億３，６１２万５，０００円。契約の相手方は、広島市南区出汐二丁目３番７号　堀田建設株式会社でございます。仮契約日は令和元年５月３１日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和元年１２月２７日までとさせていただいております。

それでは、工事概要について御説明のほうをさせていただきます。

次のページのＡ３の第２８－１号議案参考資料のほうをごらんください。

本工事は、老朽化が著しく衛生面の改善が必要な府中南小学校の普通教室棟と隣接

する体育館の便所について改修を行うものでございます。

資料左下の配置図のほうをごらんください。

改修を行う場所につきましては、赤で示しております。

普通教室棟の１４－３号棟、１４－１号棟及び２３号棟と、隣接する体育館の便所となります。

改修につきましては、現在設置されております児童用便所９カ所、職員・来客用便所１カ所、うち多目的便所６カ所、全部で１０カ所の改修を行う予定としております。１４－３号棟１階の多目的トイレにつきましては、オストメイト対応といたしております。

改修内容につきましては、既存の和式便所を洋式化するとともに、小便器、手洗い器、照明器具、内装、配管について全面的に更新を行うものでございます。

資料の右側が各階平面図となっておりまして、赤色で着色している部分が工事対象範囲となっております。

工事期間は、夏休み期間中に重点的に工事を行う予定としておりますが、夏休み期間中に全てを完了することは工期的に非常に難しいということになってまいりますので、残った工事につきましては１２月末にかけて、学校運営に支障がないよう調整しながら施工する計画といたしております。

補足説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

上原議員。

○８番（上原　貢君）　私、これ現場を何回も見に行った本人なんですけど、グラウンドにもトイレがあるわけで、運動会なんかになるとグラウンドのトイレを一般の人が使うわけですね。それが和式ですよね、これは。汚いということでかなり私も言われましたが、今回それが入ってないのと、次つくるという話もちょっと委員会で聞きましたけど、ただもう一つね、今僕が手を挙げたのは給食室のトイレですよ。

給食室ね、教育委員会見てきた。私見てきたけど、給食室のトイレね、パイプが破れてガムテープで張ってあるんよ。水が噴き出よったです。僕が見たときはね。配管よろしくないですよ、あっこは。当然、トイレが和式でちょっと高くなってるのかな、こういう感じで。あんまりきれいじゃないですよ、本当に。あっこで調理するわけで、

調理する人があっこでトイレをして、手を洗って、調理室へ入るわけじゃないですか。ですから、非常に大事なトイレなんですよ、あれはね。

早目に改修しないと、今から夏になると食中毒もありますし、手にばい菌がつくと、それで調理すると、いろいろそういうことが考えられるんでね。だから、この給食室を何で外したんかなとすごく僕は今思うんですけど、給食室を今回は書いてないんであれなんでしょうけど、次やる予定があるかどうか。

○議長（中村武弘君）　答弁。

教育委員会総務課長。

○総務課長（教委）（長西弘子君）　今、御指摘いただきました南小学校給食室のお手洗いにつきましては、故障したり不衛生になってる部分につきましては、確認をして修繕で対応させていただきたいと思います。

今すぐに洋式に改修をということは計画をしておりません。ただ、いずれはほかの小学校とかも給食棟についてはお手洗いを現在改修してない状況ですので、それらとあわせて今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

益田議員。

○９番（益田芳子君）　これまでトイレの３Ｋと言われました暗いとか、汚いとか、臭いとか、そういった３Ｋがこれで解消されて取り除かれるわけでございますけども、学校のトイレ整備に関しましては、ここ最近の災害等で避難所、恐らく体育館が避難所ということではございますが、体育館が使えない場合、普通教室の教室を使う、また、こうしたトイレを使うということも想定をしていただいて、いわゆるバリアフリー化、そういったことも含めて検討していただいたと思います。

こういった改修に寄せて、できましたら児童・生徒、そういった子どもたちにアンケートを通してどういったトイレがいいのか、自分たちが使うトイレですので、そういった意見も含めて聞いていただいたのかなというふうに思います。

特に、新しいトイレの主な特徴として、ここにも掲げてあられますＬＥＤの照明をする。そういった明るさ。それから乾式の床。水を使用しないで掃除ができる床。それから、流しやすいレバー。それから、児童・生徒、特に男性の小便器に当たる部分に関しましては、身長に合ったような、そういった高さも検討していただきたい。そ

れから、いわゆる今回の改修によって、既存の便器数が減ったのかふえたのか、そういったこともちょっと教えていただきたい。

それと、ブースの扉は、普通はけが防止のため基本は内開きなんですが、和式便器のあったブースはそのまま洋式にしますと、内開きにするとドアが便器にぶつかってしまうというようなこともあります。それがいわゆるいろんな学校で改修したときに、スライド式、そういったことでスペースをより広くするということも考えておられます。

それから、小便器について、今さっき、先ほど言いましたように、身長に合わせた小便器ということでもあるんですが、これ壁かけ式なのか、ちょっとその辺をお伺いをしたいと思います。

それと、もう一点。便器はふた式なのか、ふたがあるのかないのか、その辺もお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　答弁。

建設部次長。

○建設部次長兼建築課長（川口正幸君）　ただいまの御質問で、まず照明、それから床の仕上げなんですけども、今おっしゃられたように照明はＬＥＤ、床は乾式となっております。

それから、小便器の高さにつきましては、壁かけ式でストール型といいまして長いものなので、身長が低いお子様でも問題なく使用ができる仕様となっております。

それから、扉。ブースいうか便所の中に入るまでの扉は現在あるんですが、今度は全てなしになりまして、便所の中に入りますとブースの扉は今は安全確保のため内開きというふうになっております。

それから、便器の数でございますけども、既存の大便器の数が９０ございまして、小便器が６１ございます。これは建設当時非常に児童数がふえてて、かなり多い数になっております。改修後は大便器が６６カ所、約３割減になってるんですけども、小便器が３２カ所、約半分です。この数は現在、学校トイレの適正器具数という基準がありまして、その基準を全て満たすもので、一つ一つをゆったりとって個数のほうを計算しております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかに。

益田議員。

○９番（益田芳子君）　ありがとうございました。よろしいですか。

トイレの主な特徴について、ほぼそのようにしていただいてるかと思います。学校格差の関係で、まだ東小、北小、それから緑ケ丘中学校におきましてはこういった改修もままならないところでございますので、早急にお願いしたい。

そういう要望と、それからこうしたトイレ改修におきまして、今なおトイレにつきましては学校、児童・生徒、また保護者の皆様に清掃活動をしていただいておりますが、より一層こういった改修後の清掃につきましてもいろいろ子どもたちと協議しながら、しっかり前向きに考えていただきたいと、そういうふうに要望して終わります。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１５、第２９号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２９号議案　令和元年６月２１日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第２条の規定により議会の議決を求める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細説明は、引き続き建設部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君）　第２９号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をいたします。

第２９号議案参考資料をごらんください。

工事名は、府中公民館解体工事。工事場所は、府中町本町二丁目１５番１号　府中公民館でございます。契約金額は、４，３４５万円。契約の相手方は、府中町浜田本町５番３０号　株式会社日浅組でございます。仮契約日は令和元年５月３１日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和２年３月２日までとさせていただいております。

次のページのＡ３の第２９－１号議案参考資料のほうをごらんください。

本工事は、本年度発注予定の府中公民館等改築工事に先立ち、既存の公民館を解体撤去するものでございます。

資料左上に解体する建物の概要を記載しております。

解体を行う建物は既存の公民館ＲＣ造の２階建て、延べ面積約１，１３０平方メートル、ホール同じくＲＣ造２階建て、延べ面積約８５０平方メートル、その他附属する工作室、倉庫、外構等を解体撤去するものでございます。

解体作業につきましては、８月の上旬から予定しておりまして、来年２月末にかけて順次解体を進める計画といたしております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑はございますか。

児玉議員。

○１０番（児玉利典君）　入札の執行表の中で、決定に至るまでに保留があって決定に

なっとるんですが、この経緯があったら教えてください。

○議長（中村武弘君）　財務部次長。

○財務部次長（胡子幸穂君）　今回の入札は、低入札価格調査制度を採用しておりまして、入札書記載金額がその低入札価格調査基準を下回る金額であったために一旦落札を保留し、調査を行いました。

その結果、適正に業務が履行されると判断したために落札決定をしたものです。

説明は以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

上原議員。

○８番（上原　貢君）　この公民館の解体については、私、以前提案はしたんですけど、備品ですよね。例えば、黒板であるとか椅子であるとかね。こういうもので使えるものがあったりするので、これを一般に公開してもらっていただくとか、あるいは集会所なんか各地にありますよね、町内会の。ああいうとこにもらっていただくとかいう方法はあるんじゃないか思うんですよ。

まだまだ、それはぼろいのは知ってますけど、もうぼろぼろなんですけど、使えるものがあるんですよ。多分、公開したらもらいに来る人がかなりおるんじゃないかと思うんですけど、そういうことを僕お願いをして答えを待ってたんですけど、そういう答えがどこにも出てこないんで、今質問します。いかがですか。

○議長（中村武弘君）　社会教育課長。

○社会教育課長（山下賢二君）　今、御指摘がありました上原議員さんの御質問ですけれども、基本的には現在ある備品につきましては町であったり教育委員会関係であったり、使えるものは基本的に使うということを前提にしております。

他の施設でも使っているものがありますけれども、古いものを処分して現在府中公民館で使っているものを採用するということを念頭に置いております。

なお、現在公民館も既に三十数年、かなりたっておりますけれども、その中で使えないものについては処分するということでありますので、実際に使えるものがどれだけあるかということについては、まだ今検討してるところでございますけれども、備品ということもありますので、これを実際に地域の方にということができるかどうかということは、町のほうとも御相談させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　上原議員。

○８番（上原　貢君）　処分するものを公開したらどうかと言ってるわけですよ。使うものを出せと言ってるわけじゃないんで、処分、要らないものを一応出してみて、皆さんどうですかと言ったら要る人がいるかもわからんじゃないですか。やってみないとわからないのに、やらずに出さんというんですか。いかがですか。

○議長（中村武弘君）　社会教育課長。

○社会教育課長（山下賢二君）　一応、処分するようなものにつきましては、やはりもう古いということで使えないということでございますので、処分させていただきたいというふうに考えております。

　また、新しい施設につきましては、新しいものを順次整備させていただきたいというふうに思います。

○議長（中村武弘君）　上原議員。

○８番（上原　貢君）　では、出さないということですね。要るものでも、欲しい人があっても一切出さないと。建てかえるときには必要なものだけは取って、あとは全部解体業者に預けて処分するということなんですよね。確認です。

○議長（中村武弘君）　教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君）　先ほど社会教育課長が言いましたとおり、やはり見て使えないという判断したものについては、処分していきたいというふうに考えております。

　以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

　討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

　本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

　次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１６、第３０号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第３０号議案　令和元年６月２１日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第２５号）第３条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により条例で定める財産の取得をするためでございます。

詳細説明は、消防長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

消防長。

○消防長（脇本哲也君）　第３０号議案、財産の取得について、補足説明いたします。

第３０号議案参考資料をごらんください。

１、契約の概要でございます。

財産の表示は、可搬ポンプ積載車１台一式です。契約の方法は指名競争入札で、入札の執行記録につきましては、裏面に記載しております。購入金額は、１，５９５万円。本年５月２１日に仮契約を締結しており、納入期限につきましては、令和２年１月３１日としております。契約の相手方は、広島市南区宇品神田五丁目２３番２０号　株式会社クマヒラセキュリティです。

２、取得財産の明細ですが、４輪駆動のトラック型の車両で、各種資機材を積載するための特殊艤装を施し、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合したＢ２級動力消防ポンプを初め、その他の資機材、吸管、消火栓開閉器、ノズル、スコップ、ハンマー、とびぐち、消防用ホース、空気呼吸器などですが、これらを積載しております。

また、安全管理を図るため、バックモニターとドライブレコーダーを装備します。

当消防本部では、林野火災、あるいは道路が狭隘で消火活動が困難となる地区の火災防御に対応するため、可搬ポンプ積載車を整備して対応を図っております。

しかしながら、現在の車両は平成元年に購入し、２９年以上が経過しているため、車両及び積載している可搬ポンプ並びに各種資機材の経年劣化が進んできたことから、このたび新たなものを購入、整備し、更新するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

木田議員。

○２番（木田圭司君）　これ、ガソリンのオートマチックなんですね。ガソリン車でオートマチックで、これだけの艤装がしてあれば相当な重量があると思うんですけど、その辺のオートマチックの分は、以前事故が続いたときも検討してくれということで、これはオートマもありだと思うんですけど、また後日でいいんで、ちょっと例えばこれ結構重量もあると思うんで、その辺のわかるものがあったら出していただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　今の要望でいいですね。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで理事者の方に申し上げます。

これからの日程は、日程第１９に至るまで全て議会の人事案件でございますので、退席いただいても結構です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　それでは、次に日程第１７に参りますが、日程第１７、厚生委員会委員長の選任についてと、日程第１８、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてについては、ともに厚生委員会の人事案件でございますので、一括議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１７、厚生委員会委員長の選任についてと、日程第１８、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、一括議題に供します。

まず、日程第１７、厚生委員会委員長の選任についてですが、小菅議員の死去に伴い、委員長が欠員となったため、委員会条例第６条の規定により、委員長を選任することとなります。

委員長の任期につきましては、委員会条例第２条の２の規定により、議員の任期までとなっております。

次に、日程第１８、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてですが、小菅議員の死去により、広域連合議会議員が欠員となったために行うもので、広域連合議会議員は、広域連合の規定により、本議会から１名の議員を選出することとなっています。

議会の申し合わせにより、このたび広域連合議会議員の任期は、議員の残任期間までとなります。

なお、議員の選出は、これも議会の申し合わせにより、厚生委員会委員から選出と申し合わせていますので、任期並びに選出方法はこの申し合わせのとおりとすることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、厚生委員会委員長の任期並びに選任方法と広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の任期並びに選出方法は、そのようにいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　それでは、厚生委員会の委員長並びに広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出のため、休憩いたします。２時５分。

（休憩　午後１時４３分）

（再開　午後２時０５分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　ただいま厚生委員会が開催され、日程第１７、厚生委員会委員長の選任について、厚生委員会で互選されました委員長を報告いたします。

厚生委員会、委員長、３番橋井議員です。

以上で、日程第１７、厚生委員会委員長の選任についてを終わります。

続いて、日程第１８、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、１０番児玉議員が選出されましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認め、日程第１８、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、１０番児玉議員が当選されました。

以上で日程第１８、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　続いて、日程第１９、議会運営委員会委員の選任についてを議題に供します。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第５条の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

また、任期についても常任委員会委員の任期を準用することとなっております。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、先ほど厚生委員会の委員長に選任されました橋井議員を委員会条例第５条の規定により、指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、橋井議員を指名し、議会運営委員会委員に選任することと決定いたしました。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回６月２４日午前９時半から会議を開きます。御苦労でした。散会です。

（散会　午後２時０８分）